

各務原市日常生活用具給付等事業実施要綱

(平成18年9月29日決裁)

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 日常生活用具給付事業（第3条—第13条）
- 第3章 点字図書給付事業（第14条—第22条）
- 第4章 住宅改修費給付事業（第23条—第32条）
- 第5章 紙おむつ購入助成事業（第33条—第42条）
- 第6章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、各務原市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第71号。以下「規則」という。）第2条第1項第7号に規定する日常生活用具給付等事業（以下「給付事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給付事業）

第2条 市長は、給付事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）日常生活用具給付事業
- （2）点字図書給付事業
- （3）住宅改修費給付事業
- （4）紙おむつ購入助成事業

第2章 日常生活用具給付事業

（事業の内容）

第3条 日常生活用具給付事業とは、規則第5条の要件を満たす障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することをいう。

（用具及び対象者）

第4条 給付の対象となる用具は、別表に定めるものとする。

- 2 用具の給付を受けることができる障害者等は、在宅の障害者等で（排泄管理支援用具（洗腸装具及び収尿器を除く。）の給付の場合は、この限りでない。）、別表に定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、給付の対象とならないものとする。

る。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により給付の対象となる用具の購入費の支給を受けられる場合

(2) 障害者等及び障害者等の属する世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上である場合

（給付の申請）

第5条 用具の給付を受けようとする障害者等又はその保護者（以下この章において「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

（給付の決定）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請内容を審査し、用具の給付を決定したときは日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）により、用具の給付を行わないことを決定したときは日常生活用具給付却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第4号。以下この章において「給付券」という。）を申請者に交付するとともに、用具の納入業者（以下この章において「業者」という。）に対し日常生活用具給付委託通知書（様式第5号）を送付するものとする。

（用具の給付）

第7条 前条第1項の規定により、用具の給付の決定を受けた者（以下この章において「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第8条 給付決定者又はその保護者（以下この章において「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部（以下この章において「利用者負担金」という。）を業者に直接支払わなければならない。

2 利用者負担金の額は、別表に定める基準額の100分の10に相当する額とする。ただし、当該基準額を超過する費用の額については、納入義務者の負担とする。

（業者への支払）

第9条 市長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があったとき（第6条第2項の給付券を添付するものに限る。）は、当該用具の給付に要した費用から前条の規

定により納入義務者が当該業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(用具の管理)

第10条 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、給付決定者が前項の規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第11条 市長は、障害者等の申請手続の利便性を考慮し、排泄管理支援用具（洗腸用具及び収尿器を除く。）の給付については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。この場合において、第8条に規定する自己負担金の額は、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額を基準とする。

(1) 別表に定める基準額の範囲内で2月分の額を給付券1枚に記載して、2月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付できること。

(給付の制限)

第12条 給付決定者は、別表に定める耐用年数に満たない期間において再度同一品目の用具を申請することはできない。ただし、給付した用具が修理不能等の理由により使用が困難となったときは、この限りでない。

(給付台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳（様式第6号）を整備するものとする。

第3章 点字図書給付事業

(事業の内容)

第14条 点字図書給付事業とは、視覚障害者等（身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚障害を有する障害者等をいう。以下同じ。）にとって重要な情報入手手段である点字図書（月刊や週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。以下同じ。）を給付することをいう。

(対象者)

第15条 点字図書の給付を受けることができる者は、視覚障害者等で、情報の入手を点字によっているものとする。

(給付の限度)

第16条 点字図書の給付は、1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。
ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは、この限りでない。

(給付の申請)

第17条 点字図書の給付を受けようとする視覚障害者等又はその保護者（以下この章において「申請者」という。）は、点字図書給付申請書（様式第7号）に点字出版施設（点字図書を給付することができる出版施設をいう。以下同じ。）が発行する点字図書発行証明書（以下「証明書」という。）を添えて、市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

第18条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請内容を審査し、給付を決定したときは、点字図書給付台帳（様式第8号）に所定の事項を記載し、証明書に証明印を押印し、点字図書給付決定通知書（様式第9号）に添えて申請者に交付するものとする。

(点字図書の給付)

第19条 証明書の交付を受けた者（以下この章において「給付決定者」という。）は、点字出版施設に、証明印の押された証明書を提出して点字図書の発行を申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第20条 給付決定者又はその保護者（以下この章において「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の一部（以下この章において「利用者負担金」という。）を点字出版施設に直接支払わなければならない。

2 利用者負担金の額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(点字出版施設への支払)

第21条 市長は、点字出版施設から点字図書の給付に係る費用の請求があったときは、当該点字図書の価格から前条の規定により納入義務者が当該点字出版施設に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(費用の返還)

第22条 市長は、納入義務者が偽りその他不正の手段により点字図書の給付を受けたときは、当該点字図書の給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

第4章 住宅改修費給付事業

(事業の内容)

第23条 住宅改修費給付事業とは、日常生活を営むのに著しく支障のある障害者等に対し、段差の解消等住環境の改善を行う場合の居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することをいう。

(対象者)

第24条 住宅改修費の給付を受けることができる者は、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害者等であって、障害程度等級3級以上のもの（特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上のもの）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）とする。

(住宅改修費の範囲)

第25条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(給付の要件)

第26条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるものであり、かつ、障害者等の身体の状態等を勘案して市長が必要と認める場合に行うものとする。ただし、借家の場合は、家主の承諾を必要とするものとする。

2 住宅改修費の給付は、原則として1回とする。

(給付の申請)

第27条 住宅改修費の給付を受けようとする障害者等又はその保護者（以下この章において「申請者」という。）は、住宅改修費給付申請書（様式第10号）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

第28条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、給付を決定したときは住宅改修費給付決定通知書（様式第11号）により、給付を行わないことを決定したときは住宅改修費給付却下決定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券（様式第13号。以下この章において「給付券」という。）を申請者に交付するとともに、住宅改修業者（以下この章において「業者」という。）に対し、住宅改修費給付委託通知書（様式第14号）を送付するものとする。

（住宅改修費の給付）

第29条 住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下この章において「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して住宅改修を受けるものとする。

（費用の負担）

第30条 給付決定者又はその保護者（以下この章において「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の一部（以下この章において「利用者負担金」という。）を業者に直接支払わなければならない。

2 利用者負担金の額は、20万円の範囲内における費用の100分の10に相当する額とする。

（業者への支払）

第31条 市長は、業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったとき（第28条第2項の給付券を添付するものに限る。）は、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が当該業者に支払った額を控除した額を払うものとする。

（費用の返還）

第32条 市長は、納入義務者が偽りその他不正の手段により住宅改修費の給付を受けたときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

第5章 紙おむつ購入助成事業

（事業の内容）

第33条 紙おむつ購入助成事業とは、在宅で常時紙おむつを使用している障害者等に対し、経済的負担を軽減するために、紙おむつの購入費の一部を助成することを行う。

（対象者）

第34条 紙おむつの購入費の助成を受けることができる障害者等は、特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給しているもの又はそれらに準ずる状態にあるもので、原則として3歳以上のものとする。ただし、次に掲げる場合は、支給の対象とならないものとする。

(1) 日常生活用具給付事業により紙おむつの給付を受けられる場合

(2) 各務原市在宅介護支援事業により紙おむつ購入助成券の支給を受けられる場合
(申請)

第35条 紙おむつの購入費の助成を受けようとする障害者等又はその保護者は、各務原市紙おむつ購入助成券支給申請書(様式第15号)により、毎年度市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第36条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請内容を審査し、紙おむつの購入費の助成を決定したときは、申請者に対して各務原市紙おむつ購入助成券(様式第16号。以下「助成券」という。)を支給するものとする。

(支給方法)

第37条 紙おむつの購入費の助成は、月額3,000円とし、原則として毎年度4月及び10月に6月分の助成券を支給するものとする。ただし、年度の途中で申請した場合においては、申請した日の属する月分からの助成券を各期の残りの月数に応じて支給するものとする。

(利用方法)

第38条 助成券の支給を受けた者は、各務原市薬業会に加入する店舗で、助成券と紙おむつを引き換えるものとする。

(助成額の請求及び支払)

第39条 各務原市薬業会は、各店舗で受け取った助成券を3月ごとに取りまとめ、当該助成券を添えて、市長に助成券相当額を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに請求金額を各務原市薬業会に支払うものとする。

(資格の喪失)

第40条 助成券の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成券を市長に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 第34条の規定による助成の対象者でなくなったとき。

(不正使用の禁止)

第41条 助成券の支給を受けた者は、助成券を有効期間外に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

(助成額の返還)

第42条 市長は、助成券の支給を受けた者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

第6章 雑則

(その他)

第43条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 日常生活用具給付事業のうち、一本杖、頭部保護帽、点字器、人工喉頭、ストーマ装具、紙おむつ及び収尿器の給付に係る自己負担金は、第8条の規定にかかわらず、当分の間免除するものとする。

附 則 (平成19年6月29日決裁)

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月13日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市日常生活用具給付等事業実施要綱別表の規定は、平成21年4月1日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 各務原市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成12年3月31日決裁)

は、廃止する。

附 則（平成27年12月28日決裁）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市日常生活用具給付等事業実施要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市日常生活用具給付等事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条、第8条、第11条、第12条関係）

種別	品目	対象者	性能	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練用 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者及び寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者、下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児、重度又は最重度の知的障害者（児）及び寝たきりの状態にある難病患者等。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）及び自力で排尿できない難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介助を要する身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たり、家族等他人の介助を要する身体障害者（児）及び寝たきりの状態にある難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者（児）又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障害者（児）又は難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児。ただし、原則として3歳以上の者	原則として附属のテーブルをつけるもの	5年	33,100

	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200	
	エアーマット	下肢又は体幹機能障害１級の身体障害者（児）及び下肢又は体幹機能障害２級と上肢機能障害２級以上で総合等級１級の身体障害者（児）（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなる機種	5年	58,000	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を要する身体障害者（児）及び入浴に介助を要する難病患者等。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000	
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）及び常時介護を要する難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの（児童にあっては、手すり付きのものに限る。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり付き 8年 手すり無し	9,850 4,450	
	一本杖（歩行補助杖）	杖（T字状・棒状）の使用により歩行機能が補完される身体障害者（児）	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	木材	3年	2,310
				軽金属		3,150
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する身体障害者（児）及び下肢が不自由な難病患者等。ただし、原則として3歳以上の者	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 身体障害者（児）又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	60,000	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	オーダーメイド	3年	15,656
				レディメイド		12,524
				オーダーメイド（プラスチック）		37,852
				レディメイド（プラスチック）		30,282

		重度又は最重度の知的障害者（児）で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	3年	12,160
特殊便器		上肢機能障害2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上肢機能に障害のある難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
火災警報器		障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器		障害等級2級以上の身体障害者（児）、重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器		視覚障害2級以上の視覚障害者又は重度若しくは最重度の知的障害者で、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置		聴覚障害2級の聴覚障害者（児）で、聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
環境制御装置		上肢、下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、障害者が容易に使用し得るもの	5年	68,000

	テーブルリフト	下肢又は体幹機能障害２級以上で、車いすを常用する身体障害者	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障害者及びその介護者が容易に使用し得るもの	５年	１００，０００
	音声標識ガイド装置	視覚障害２級以上の視覚障害者	歩行時間延長信号機用小型送信機と一体となって使用できる受信機	５年	２５，０００
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	５１，５００
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの及び呼吸器機能に障害のある難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	３６，０００
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの及び呼吸器機能に障害のある難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	５年	５６，４００
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの	１０年	１７，０００
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で、視覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年	９，０００
	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の視覚障害者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	１８，０００
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害等を有するものであって、呼吸管理上必要と認められる身体障害者（児）及び人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	５年	４６，０００

	正弦波インバーター発電機	常時人工呼吸器を使用している身体障害者（児）及び難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用可能なガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機のうち、定格出力が850ボルトアンペア以上のもの（疑似正弦波（矩形波及び補正正弦波を含む。）のものを除く。）	10年	120,000	
	ポータブル蓄電池	常時人工呼吸器を使用している身体障害者（児）及び難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置のうち、定格出力が300ワット以上のもの（疑似正弦波（矩形波及び補正正弦波を含む。）のものを除く。）	5年	60,000	
	DC/ACインバーター（カーインバーター）	常時人工呼吸器を使用している身体障害者（児）及び難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用可能な自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に変換する装置のうち、定格出力が300ワット以上のもの（疑似正弦波（矩形波及び補正正弦波を含む。）のものを除く。）	5年	30,000	
情報・意思疎通支援用具	パーソナルコンピュータ周辺機器	パーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難な視覚障害者	パーソナルコンピュータの使用を補助する機能を有した周辺機器及びアプリケーションソフト等であって、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	100,000	
		パーソナルコンピュータの入力操作が困難な身体障害者	パーソナルコンピュータの入力操作が補助でき、障害者が容易に使用し得るもの	パーソナルコンピュータ特殊入力装置	5年	60,000
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式	10年	10,300
				音声式		13,300
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	録音再生機	6年	85,000	

			音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	再生専用機		35,000
視覚障害者用文書読み上げ装置	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの		6年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者		画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの		8年	198,000
点字器	視覚障害者(児)	1行が32マスになっており、18行で両面書の標準型、4行及び12行で片面書の携帯用があり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つために、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの(価格には点筆を含む。)	32マス18行両面書真鍮板製	7年	10,712	
			32マス18行両面書プラスチック製			
			32マス4行片面書アルミニウム製	5年	7,416	
			32マス12行片面書プラスチック製		1,699	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として、本人が就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者		視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの		5年	63,100
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上、かつ、聴覚障害2級)を有する身体障害者であって、必要と認められる者		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの		6年	383,500

地デジ対応ラジオ	視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	AM/FMラジオ、地デジ放送及び緊急警報放送を受信することができるもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		5年	29,000
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害者（児）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		6年	88,900
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		5年	71,000
人工喉頭	喉頭摘出による音声機能障害を有する者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式	4年	5,000
		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に導き構音化するもの	電動式	5年	70,100
	喉頭摘出による音声機能障害を有し、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	常時埋込型人工喉頭用の人工鼻で、音声機能の障害者（児）が容易に使用し得るもの（HMEカセット又はベースプレート）	常時埋込型人工喉頭用人工鼻	1か月	23,760
携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能に障害があつて発声発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの		5年	98,800
携帯用会話補助装置大型キーボード	携帯用会話補助装置の給付対象者のうち上肢機能障害2級以上のもの	携帯用会話補助装置に接続可能であつて、足で入力できるようキーが大型化された機種		5年	80,000

	電動ページめくり装置	上肢機能障害2級以上の身体障害者	電動により図書のページをめくる機種で、障害者が容易に使用し得るもの		5年	150,000
	デジタル録音図書読書機	墨字本による読書が困難な視覚障害者	DAISYフォーマット対応のデジタル録音図書を音声により読み上げる読書機（デジタル録音図書をパソコン等で読み上げるためのソフトウェアの購入を除く。）		5年	20,000
	視覚障害者用音声読書機	墨字本による読書が困難な視覚障害者（パーソナルコンピュータ等の操作が困難なため真に専用機が必要な者に限る。）	活字を読み取り、音声で読み上げる読書機（画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限る。）		5年	150,000
	点字電子手帳	意思伝達が困難な視覚障害者（点字による意思伝達が可能な者に限る。）	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能を持つ機種		5年	125,000
排泄管理支援用具	ストーマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	消化器系	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	—	8,858
			尿路系	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	—	11,639
	紙おむつ	治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用具を装着できない者、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿・排便機能障害のある者、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で身体障害者更生相談所等において必要と認められたもの。ただし、原則として3歳以上の者	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具及びおしりふき		洗腸装具は6か月	12,000
	収尿器	脊髄損傷等による高度の排尿機能障害を	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆	普通型（男）	1年	8,085

		有し、収尿器を必要とする者	流防止装置がついているものでラテックス製又はゴム製のもの	簡易型 (男)		5, 985
			耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	普通型 (女)		8, 925
			ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付のもの	簡易型 (女)		6, 195

日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

(申請者) 住 所
氏 名
個人番号
対象者との続柄
電 話

下記のとおり日常生活用具の給付を申請します。

日常生活用具の給付の決定のため、私の世帯の市町村民税の課税情報について、調査・閲覧することに同意します。

対象者	住 所				
	フリガナ 氏 名	(個人番号)			
	生年月日	年 月 日	電 話		
身体障害者手帳	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日	
	障害種別			障害等級	
障 害 名					
疾 患 名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)				
希 望 用 具 名					
日常生活用具事業者	名 称				
	所 在 地				
	電 話			FAX	
該当する所得区分	生活保護・低所得・一般・一定所得以上				
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。				
備 考					

様式第2号（第6条関係）

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日			
様			
各務原市長			
標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。			
対象者	住所		
	フリガナ 氏名		
	生年月日	年 月 日	電話
支給番号		支給決定日	年 月 日
決定内容			
日常生活用具業者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額		見積額	利用者負担額
円		円	円
月額負担上限額		超過利用者負担額	
円		円	
(教示)			
<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			

日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日

様

各務原市長

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、
審査の結果却下することに決定しましたのでご承知下さい。

記

1 申請事項

2 却下の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

日常生活用具給付券

給付券番号				支給決定日		
氏名				生年月日	年	月 日
住所						
保護者氏名						
日常生活用具の名称						
用具業者	名称					
	所在地					
	電話				FAX	
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額
月額負担上限額				超過利用者負担額		
上記のとおり決定する。 年 月 日						
各務原市長						
受領	受領年月日	年	月	日	受領者	本人との関係

納入業者記載	本人又は扶養義務者より受領した額 円					
	受領年月日		年	月	日	
受領確認欄	納入業者名					
	本給付券どおり給付されたことを確認します。					
受領確認日		年	月	日	担当者	

様式第5号（第6条関係）

日常生活用具給付委託通知書

年 月 日			
御中			
各務原市長			
下記のとおり日常生活用具の給付を貴社に委託することに決定したので、受給者から日常生活用具給付券の提示がありましたら、当該日常生活用具の給付を委託します。			
給付券番号		決定年月日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
住所			TEL
			FAX
本 童 人 の 場 合 児 合	名称		
	保護者 住所		
日常生活用具名			
処方			
委託報酬予定額			
利用者負担額		支払期日	
備考			

点字図書給付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）

住所

氏名

個人番号

（対象者との続柄）

次のとおり点字図書発行証明書を添えて、点字図書の給付を申請いたします。

給付 対象者	氏名		生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	住所				
	個人番号				
	身体障害者手帳番号			年 月 日交付	
	障害名		障害等級	級	
給付申請図書名					
価格	円	巻数	巻		
利用者負担額	円				
点字図書対象出版 施設名					
備考					

様式第9号（第18条関係）

点字図書給付決定通知書

年 月 日

（申請者）

様

各務原市長

さきに申請のありました点字図書について、次のとおり給付することに決定しましたので通知します。

給付番号		給付決定 年月日			
対象者氏名		身体障害者 手帳番号			
給付する図書名及び巻数		出版施設名			
		出版施設の住所			
図書の価格	円	利用者負担額（一般図書購入相当額）	円	公費負担額	円
注意事項					

住宅改修費給付申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

(申請者) 住 所
氏 名
個人番号
対象者との続柄
電 話

下記のとおり住宅改修費の給付を申請します。

住宅改修費の給付の決定のため、私の世帯の市町村民税の課税情報について、調査・閲覧することに同意します。

対象者	住 所				
	フリガナ 氏 名	(個人番号)			
	生年月日	年 月 日	電 話		
身体障害者手帳	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日	
	障害種別			障害等級	
障 害 名					
疾 患 名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載すること)				
改修工事内容	区 分		居宅生活動作補助用具		住 ま い の 状 況
	1 手すりの取付け 3 床材の変更 5 便器の取替え	2 床段差の解消 4 扉の取替え 6 その他 ()	1 便器 3 スロープ 4 その他 ()	2 手すり	
希望業者	名 称				
	所在地				
	電 話			F A X	
該当する所得区分	生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上				
生活保護への移行予防措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防 (定率負担減免措置) を希望します。				
備 考					

住宅改修費給付決定通知書

年 月 日					
様					
各務原市長					
さきに申請のありました住宅改修費につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。					
決定番号				決定年月日	
対象者氏名				身体障害者 手帳番号	
改修する住宅の住所					
住宅改修の 内容及び給 付する居宅 生活動作補 助用具名				業者名	
				業者の住所	
価格	円	利用者負担額	円	公費負担額	円
注意 事項	<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として(訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				

様式第12号（第28条関係）

住宅改修費給付却下決定通知書

年 月 日

様

各務原市長

年 月 日に申請がありました住宅改修費の給付につきましては、
審査の結果却下することに決定しましたのでご承知下さい。

記

1 申請事項

2 却下の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

住宅改修費給付券

給付券番号			給付券発行 年 月 日	年 月 日		
対象者氏名			生年月日	年 月 日		
居 住 地						
扶養する者 の氏名			対象者との続 柄			
住宅改修 工事の内 容		価格	円	利用者負 担額	円	公費 負担額
						円
業者名			業者の住所	(電話)		
この券の 有効期限	受給者が業者 に提示する期 限	年 月 日		業者の公費支 払請求期限	年 月 日	
<p>上記のとおり決定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">各務原市長</p>						
改修工事 の完了し た日	年 月 日	利用者よ り受領し た額	円	業 者 名 及 び 年 月 日	年 月 日	
住宅改修 費受領者 名及び年 月日	年 月 日		確認者	年 月 日 印		
その他特 記事項						

住宅改修費給付委託通知書

年 月 日					
御中					
各務原市長					
<p>さきに見積書の提出をお願いいたしました住宅改修費につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。</p>					
給付券番号				決定年月日	年 月 日
氏名				生年月日	年 月 日
改修する住宅の住所					
住宅改修の内容及び給付する居宅生活動作補助用具名					
価格	円	利用者負担額	円	公費負担額	円
備考					

各務原市紙おむつ購入助成券支給申請書

年 月 日			
(宛先) 各務原市長			
下記のとおり、各務原市紙おむつ購入助成券の支給を申請します。			
申請者	住所		
	氏名	電話番号	
	個人番号		
対象者	フリガナ		
	氏名	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	個人番号		
	紙おむつ使用 開始時期	年 月頃から 現在も引き続き使用しています。	
特記事項	<input type="radio"/> 資格要件 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当受給者 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当受給者 <input type="checkbox"/> その他		
紙おむつ使用証明書			
上記の者は、現に紙おむつを常時使用して、在宅で介護を受けていることを証明します。			
年 月 日			
担当 民生委員 氏名 身体障害者相談員			

様式第16号（第36条関係）

月分	
各務原市紙おむつ購入助成券	
利用者番号	No. 号
紙おむつ購入助成額	3,000円
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行者 各務原市長 印	
購入日	
協力機関	
住所	
店名	
代表者名	